

柏崎市子どもの屋内遊び場施設設計・設置業務委託
仕様書兼要求水準書

令和6年(2024年)4月
新潟県柏崎市子ども未来部
子育て支援課

1 適用

本書は「柏崎市子どもの屋内遊び場施設設計・設置業務委託」（以下「業務」という。）に適用する。

2 業務の目的

本業務は、子どもの屋内遊び場である柏崎ショッピングモール内のキッズマジックを新規オープンするに当たり、遊び場面積を拡張する。木製遊具などは、柏崎木材協会との連携により、柏崎産の木材を使い、子どもたちが「柏崎の木」のぬくもりが感じられる空間を整備する。また、キッズマジックの既設遊具は、全面改修し、令和6（2024）年度末までに、乳幼児から小学生までが安全に遊ぶことができ、保護者が安心して利用できる、市民の無料施設として、新規オープンする。

この要求水準書は、「柏崎市子どもの屋内遊び場施設設計・設置業務委託」に係る公募型プロポーザルの参加事業者を求める企画提案の前提条件とする要求水準等を示すものである。

プロポーザル参加者は、この要求水準書に記載されている「要求水準」を満たした上で、この事業に関する提案を行うことができる。

また、このプロポーザルにより当該業務委託を受けることとなった者は、整備期間にわたって当該業務の要求水準を保持しなければならない。

3 要求業務内容

- (1) 本業務の施設整備（既製品遊具及び造作による遊具の設置を含む）、施設整備に係る設計業務、品質管理、施工管理及び業務監理一式
- (2) 既設遊具等の撤去一式
- (3) 本業務の履行に必要な関係機関との協議及び申請等一式
- (4) 本業務のうち、木製遊具及び木材の活用に関する業務については、柏崎木材協会に業務を再委託する。再委託業務の主なものは、木製遊具及び床張り材料の調達、木材遊具及び床張り材の加工、木製遊具及び床張りの設置とする。
- (5) 本業務のほか、株式会社柏崎ショッピングモールが発注する「冷暖房入替工事」「LED灯設置工事」「間仕切り設置工事」等の工程調整
- (6) その他、本業務実施に伴う全ての事項

4 適用規格・法規等

以下に参考となる関係法令、指針及び規準を示す。ただし、記載のない法令等についても該当すると思われる場合はそれを遵守及び採用根拠としなければならないものとする。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）

イ 消防法（昭和23年法律第186号）

ウ 都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）（平成26年6月国土交通省）

エ 一般社団法人日本公園施設業協会が策定する遊具の安全に関する基準（JPFASPS：2024）

5 履行期間

(1) 契約締結日から令和7年(2025年)3月15日までとする。

6 場所

(1) 名称：柏崎ショッピングモール フォンジェ

(2) 所在地：柏崎市東本町一丁目15番5号 1階

(3) 利用可能面積：1,585㎡ (別添-2 キッズマジック参考図のとおり)

7 業務内容

(1) 要求水準及び設計に関すること

ア 乳幼児から小学生までの子どもが安全に遊べ、保護者が安心して見守りができる施設に設計すること。以下に子どもの屋内遊び場設計・設置業務の要求水準を示す。

(ア) 対象者は乳幼児から小学生とし、「遊び」をとおして身体を動かし、子どもの健やかな成長が図られる遊具とすること。

(イ) 遊具に適した安全領域を確保するとともに、適宜クッション材等を使用するなど、子どもたちの安全を確保すること。

(ウ) 空間をうまく利用した色々な遊びを提案し、飽きさせないように、密にならないよう配慮すること。

(エ) 障がいを持つ子どもたちも保護者などと一緒に楽しめるような遊具の提案に努めること。

(オ) 遊具は、屋内遊び場全体との調和が図られた色・デザインとすること。

(カ) 年齢層別に遊びの空間を分け、低年齢児も安心して遊ぶことができるような配置にすること。

(キ) 保護者が子どもたちを見守り易いよう、見通しを重視して遊具を配置すること。また、株式会社柏崎ショッピングモールが発注する、他の売り場との間仕切り設置工事の仕様を作成し、株式会社柏崎ショッピングモールに提供すること。

(ク) 遊具は、メンテナンス性や安全性に優れたものとする。

(ケ) 遊具の対象年齢、遊び方及び注意事項などを記載したセーフティサインを適切に設置すること。

(コ) 業務履行期間において既存のキッズマジックは、可能な限り開設を原則とするが、工事などにより既設のキッズマジックが利用できない期間は、柏崎ショッピングモール内に簡易的な仮設屋内遊び場を設置すること。この場合、仮設屋内施設の面積は最低150㎡以上とすること。なお、仮設屋内施設の場所は、柏崎ショッピングモール内地下1階の空きテナントスペースを予定する。

イ 遊び場の全体面積のうち、50%以上は木製遊具及び床張り等を設置することにより、柏崎産木材を活用した空間とすること。

ウ 既存のキッズマジックの授乳室及びトイレの部分は、原則改修を不要とする。ただし、利便性等を考慮した改修等の提案は妨げない。

エ 拡張部分の遊具の設置にあたっては、別添－3「柏崎ショッピングモール 意匠・構造図」を参考に構造計算を実施し、必要な措置を講ずること。

オ 設計にあたっては、再委託先である「柏崎木材協会」の意見を聴取し、子どもたちが木のぬくもりを感じることができる空間を造ること。

カ 設計図については、以下の図面を作成すること。

(ア) 平面図 一式

(イ) 立面図 一式

(ウ) 断面図 一式

(エ) パース図 一式

(オ) 構造図 一式

(カ) 仮設屋内遊び場概要図 一式

(キ) その他、屋内遊び場の設計・設置業務に必要な図面 一式

(2) 品質管理、施工管理、工程管理及び業務監理に関すること

ア 本業務における屋内遊び場の品質管理、施工管理、工程管理及び業務監理は、柏崎木材協会への再委託業務を含め受託者が実施すること。

イ 本業務は、株式会社柏崎ショッピングモールが発注する冷暖房入替工事、LED灯設置工事、間仕切り設置工事等の工程調整をすること。

ウ 間仕切り設置工事は、株式会社柏崎ショッピングモールに提供した仕様に基づいて設置されているかを確認すること。

(3) 屋内遊び場施設管理研修等業務に関すること

ア 設置した遊具の遊び方・取扱方法等（日常点検・清掃・消毒・修繕等）についての現地研修を行うとともに、遊び方・取扱説明書・日常点検マニュアル等を写真付きの図書として作成すること。

イ 受託者は、完成後1年以内に1回は遊具の定期点検を実施する。定期点検については、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（国土交通省）」及び「遊具の安全に関する規準（最新版）」に準拠するものとし、その成果を委託者へ報告する。

(4) 保証に関すること

ア 屋内遊び場に設置する遊具は、受託者において製品保証する。保証期間は、3年以上とし提案書に基づき期間を定めるものとする。

イ 遊具は、受託者において（一社）日本公園施設業協会の総合賠償責任保険に加入するものとする。

8 事業完了

(1) 業務完了検査に関すること

ア 柏崎市財務規則（平成16年規則第5号）に基づき、業務完了届を提出の上、業務完了検査を

受けること。

イ 検査日は市と協議の上、決定する。

ウ 成果物として完成図書（遊具設置図面、業務完了写真、業務実施中写真、取扱説明書など）を提出すること。

9 運営に伴う提案事項

- (1) この施設は、市内在住者等は無料とするが、市外在住者は有料とすることを検討するため、参考となる入場料及び入場方法を提案すること。
- (2) 計画収容人数を算定し、休日及び平日の稼働方法についての提案をすること。
- (3) 子育て世代が利用しやすい受付、利用者人数の管理等に関する運用方法を提案すること。ただし、運用方法に係るシステム等の構築費用を見込む場合、この見積りに含まない。

10 企画提案事項

- (1) テーマ・コンセプト及び計画収容人数
- (2) 動的遊び場の遊具のレイアウト・デザインに関する事項
 - ア 安全性に関する事項
 - イ 遊具の配置や見通し（見守り）に関する事項
- (3) 遊具の選定に関する事項
 - ア 娯楽性に関する事項
 - イ 子どもの発育に関する事項
 - ウ 設置する遊具の組合せ・バリエーション等における工夫
- (4) 静的遊び場のレイアウト・デザインに関する事項
 - ア 娯楽性に関する事項
 - イ 子どもの発育に関する事項
 - ウ 設置する遊具の組合せ・バリエーション等における工夫
- (5) 企画提案書に添付するものは、「柏崎市子どもの屋内遊び場施設設計・設置業務委託公募型プロポーザル実施要領」による。
- (6) 運営方法及びその他の提案

11 その他

- (1) 契約期間内において、屋内遊び場施設外の1階に「見守り者の喫茶ブース」の設置を検討していることから、屋内遊び場施設内は、休憩機能のみをレイアウトすること。
- (2) 機材・物品等の搬入については、柏崎ショッピングモール地下搬入口、1階搬入口又は正面入口を利用するものとし、一時的な保管場所は地下フロア等とする。
- (3) 添付書類
 - ア 添付－1 位置図
 - イ 添付－2 キッズマジック参考図

ウ 添付－3 柏崎ショッピングモール 意匠・構造図

エ 添付－4 現況写真